

神戸市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、神戸市（以下「本市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、競争入札により500kW以上の電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況

2 令和6年度の状況

(1) 基本項目

①二酸化炭素排出係数

②未利用エネルギーの活用状況

③再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

④環境マネジメントシステムの導入状況

⑤省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組

(評価)

第5条 本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者(以下「入札参加希望電気事業者」という)は、前条に定める環境評価項目を、「神戸市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定し、その評価点等を「神戸市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」（様式1）に記載し、環境局脱炭素推進課課長（温暖化対策担当）に提出するものとする。

2 環境局脱炭素推進課課長（温暖化対策担当）は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各電気事業者の電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況及び評価点等を判定する。

3 環境局脱炭素推進課課長（温暖化対策担当）は、判定の結果について、様式2により入札を実施しようとする所属長へ通知するものとする。

(その他)

第6条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第7条 本方針に係る事務処理等は、環境局脱炭素推進課において行う。

附則

この方針は、平成20年8月1日から施行する。

附則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この方針は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※１）しており、かつ別表の基本項目の得点の合計が７０点以上であること。基本項目の得点の合計が７０点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が７０点以上であること。

（別表）

基本項目	区分	配点
①令和６年度の１kWhあたりの二酸化炭素排出係数 （調整後排出係数）（※２） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.350未満	70
	0.350以上0.375未満	65
	0.375以上0.400未満	60
	0.400以上0.425未満	55
	0.425以上0.450未満	50
	0.450以上0.475未満	45
	0.475以上0.500未満	40
	0.500以上0.520未満	35
	0.520以上	0
②令和６年度の未利用エネルギー活用状況（※３）	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和６年度の再生可能エネルギー導入状況（※４）	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	導入していない	0
加点項目	区分	配点
④環境マネジメントシステムの導入状況（※５）	有	5
	無	0
⑤・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組 （※６）	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※１ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証明書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなすこととする。

※２ 電気の入札に当たって使用する二酸化炭素排出係数については、事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数及びメニュー別・残差調整後二酸化炭素排出係数（いずれも地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）のうち、最新の調整後二酸化炭素排出係数を用いることとする。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

※3 (1) 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

①令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を②令和6年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値

(算定方式)

令和6年度(前年度)未利用エネルギーの活用状況(%) = ① ÷ ② × 100

(2) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(3) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

③高炉ガス又は副生ガス

※4 (1) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を⑥令和6年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値をいう。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は令和4年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT化石証書の量(送電端)(kWh)

②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)

③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)

④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)

⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)

(算定方式)

令和6年度再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{①+②+③+④+⑤}{⑥} \times 100$

(2) 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備(太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象とする。

(3) グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度とは、民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO2排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

(4) グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO2削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量(kWh)とする。

(5) J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO2等の排出削減量、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

(6) 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非FIT非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

※5 入札実施時における環境マネジメントシステム(EMS)の導入状況で、評価対象となるEMSは、ISO14001、KEMS(KEMSと相互認証を締結しているものも含む)、エコアクション21とする。

※6 需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組」及び地域における再生可能エネルギー電気の導入

拡大に資する「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」の観点から評価する。

具体的な評価内容の例としては、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

など。

神戸市環境に配慮した電力の調達契約評価項目報告書

称号または名称	
代表者職・氏名	
所在地	
問い合わせ先（部署）	
担当者名	
電話番号	

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法（該当する番号に「○」を記入）	事業開始日 及び開示予定時期	確認資料
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他（ ）		開示方法が確認できる もの（チラシ等）

2 令和6年度の状況

(1) 基本項目

環境評価項目	数値等	点数	確認資料
令和6年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 ＜調整後＞（kg-CO2／kWh）	kg-CO2／kWh		
令和6年度の未利用エネルギーの活用状況	活用 ・ 未活用 その数値 ↓ %		算出根拠となる書類
令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	導入 ・ 未導入 その数値 ↓ %		算出根拠となる書類

(2) 加点項目

環境評価項目	数値等	点数	確認資料
環境マネジメントシステムの導入状況	導入済 ・ 未導入		登録証の写し等
省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組地域における再エネの創出・利用の取組	実施 ・ 未実施		取組状況が確認できる資料(ホームページの写し等)

合計 (1) + (2)	点
--------------	---

神戸市環境局脱炭素推進課課長（温暖化対策担当）あて

上記報告内容に相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

[illegible]

年 月 日

様

環境局脱炭素推進課課長
（温暖化対策担当）

神戸市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について（通知）

〇〇の入札の件に関し、次のとおり評価結果を通知します。

	電気事業者名	電源構成等の 開示	点数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

（問い合わせ先）
環境局脱炭素推進課